

令和6年神審第24号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月22日12時17分半僅か前

福井県安島岬北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	19トン	4.6トン
全 長	25.30メートル	
登 録 長		12.30メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	669キロワット	366キロワット

3 事実の経過

Aは、沖合底びき網漁業に従事するAISを装備したFRP製漁船で、船体ほぼ中央に操舵室を有し、同室中央に操舵輪、左舷側に機関遠隔操縦レバー及びGPSプロッター、右舷側にレーダーをそれぞれ備え、a受審人ほか4人及びインドネシア共和国籍の特定技能外国人1人が乗り組み、操業の目的で、船首1.2メートル船尾3.0メートルの喫水をもって、令和5年11月21日05時00分福井港を発し、安島岬北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、前示漁場に到着後操業を始め、ずわいがに約2,000匹を漁獲した後、翌22日11時50分操業を終えて帰途に就き、レーダーを6海里レンジのノースアップ表示として、11時53分半僅か前雄島灯台から343度（真方位、以下同じ。）15.7海里の地点で、針路を164度に定めて自動操舵とし、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、レーダー画面を一見したところ、航行に支障となる船舶が存在しなかったため、操舵室から船首甲板上での漁獲物の選別作業を見ながら続航し、12時14分雄島灯台から343度12.6海里の地点に達したとき、正船首930メートルのところに、Bを視認することができ、同船が船首を西南西に向けたまま変わらず、ほとんど動かないことから、漂泊していることが分かる状態で、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首甲

板上での作業を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった
ので、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けることなく進行中、12時17分半僅か前雄
島灯台から343度12.1海里の地点において、Aは、原針路及び
原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に後方から84度の角度で
衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央
期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、船体ほぼ中
央に操舵室を有し、同室中央やや左舷寄りに操舵輪、その左舷側に機
関遠隔操縦レバー及び遠隔操舵装置、中央にレーダー、右舷側に魚群
探知機3台、右舷壁側にGPSプロッター2台をそれぞれ備え、b受
審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.6
メートルの喫水をもって、同日03時00分石川県金沢港を発し、安
島岬北方沖合の漁場に向かった。

b 受審人は、前示漁場に到着後06時50分頃から操業を始め、数
回操業地点を移動し、12時05分僅か前衝突地点付近で、機関を中
立運転とし、西南西方に船首を向けて漂泊を始め、操舵室外左舷側か
ら仕掛けを入れて操業を開始した。

b 受審人は、風上に船首を向けるため、時折クラッチを入れ舵を使
用して船体姿勢をコントロールしながら操業中、12時14分衝突地
点で船首が248度を向いていたとき、右舷船尾84度930メート
ルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首した
まま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁場に到着
した後、周囲に他船を見掛けなかったことから、自船に接近する船舶
はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに

気付かなかった。

b 受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、Bは、船首が248度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、球状船首に破口を、Bは、右舷中央部外板に割損等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理され、b 受審人が左右両大腿及び右手の打撲傷を負った。

(航法の適用)

本件は、安島岬北方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶両船の状況に該当する2船間の航法規定がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、安島岬北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、安島岬北方沖合において、操業を終え帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首甲板上での作業を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船に衝突のおそれがある態勢で接近して衝突を招き、

A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、安島岬北方沖合において、操業のため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁場に到着した後、周囲に他船を見掛けなかったことから、自船に接近する船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年1月16日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明